

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日)  
(たる)

定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第  
八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
村江 医院	鳥取市津ノ井二七五一一	昭和五十三年四月二十二日

野津 医院	鳥取市卯垣一四〇一二	昭和五十三年四月二十三日
山樹内科医院	米子市西福原西原堂一九一	"
森脇外科医院	境港市明治町一一七	昭和五十三年四月十五日
中河原診療所	岩美郡国府町字中河原六八一七	昭和五十三年四月二十三日
熊谷歯科医院	鳥取市扇町三〇	昭和五十三年四月二十四日
松本外科医院	米子市河崎一四一四	昭和五十三年四月十七日

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指

鳥取県告示第四百十七号

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本正二	鳥糞第三七五号	昭和五十三年四月十日

## 鳥取県告示第四百十九号

昭和五十三年四月三日付けで江府町から申請のあつた土地改良（侯野地区農業用排水（古屋敷水路））事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのとおり告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第四百二十号

中山町から申請のあつた町営土地改良（高橋地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県告示第四百二十一号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定に基づき、次とのとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
- 四 一般国道五十三号改築事業

八頭郡河原町大字釜ノ口字西下町並びに大字高福字上川、字上新田、字大ガニキヤウ、字宮ノ上、字大ガニキヤウ宮ノ上、字前河原、字村ノ内、字竹鼻、字上割新田、字土橋、字前田河原、字下割新田、字下リ坂、字表平、字高平、字城谷、字澤、字大将軍、字中新田、字上長トロ、字

荒内、字海津、字城喜平及び字高島田

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年五月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称  
岸本町

二 事業の種類  
岸本町農村環境改善センター建設工事

三 起業地

鳥取県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称  
米子市

鳥取県告示第四百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年九月十三日 鳥取県指令受都計第三百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡若桜町大字若桜字古海橋ノ本

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡若桜町大字若桜八〇一一番地五

若桜町

若桜町長 武田吉造

四 収用の部分

西伯郡岸本町吉長字上嶋三地内

- 2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
岸本町役場

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業

福米新田川都市下水路

三 事業施行期間

昭和五十年十一月二十一日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし